

中世ヨーロッパにおけるユダヤ人迫害

04K051 高野 真之介

はじめに

ユダヤ人という民族は、旅人、異邦人ではないだろうか。自国を持たず、他国に依り、しかし確固たる己（信仰）を持ちながら、決して他国に染まりきることのなかったユダヤ人と呼ばれる人々は、どの文化の中にあっても「かりそめの客」、永遠の旅人であったのかもしれない。

ユダヤ人という旅人が私達に示してくれるヨーロッパ像は、ヨーロッパの歴史にしてみれば恥部であり、歴史における人間性の暗部である。ユダヤ人はそれらを被迫害者の視点で私達に示してくれる。

私達は彼らの歴史から何を学び取ることが出来るだろうか。

これから見ていくユダヤ人の歴史、それは迫害史とも見て取れる、長い迫害の歴史でもある。本レポートでは近代における最大のユダヤ人迫害（ナチスドイツによるホロコースト）につながるヨーロッパの人々のユダヤ人観を念頭に置きながら、またそのヨーロッパの人々の心性の形成に多大な影響を与えてきたキリスト教との関係性を踏まえて、中世ヨーロッパのユダヤ人の歴史を中心に見ていく。そして、この時代にみられた近代への軌跡を追いながら、その背後に見られる心性を考えてみたい。

1. ユダヤ人とは

まず私達は、ユダヤ人と呼ばれる人々について知らねばならない。

彼らは何者で、どこから来て、どうして流浪の民となったのか、それらを知ることがユダヤ人という旅人が示すヨーロッパ像を解き明かす上での出発点となる。

現代においては適切な表現ではないが⁽¹⁾、彼らは国を持たない民族であった。史書としての信頼性には欠けるが、旧約聖書からの記述を見れば、彼らの祖先たるイスラエル人とは元来一定した住居を持たない、言うなれば遊牧的な性格を持った民族であったことがわかる。少なくとも彼らは、聖典であり民族の歴史書でもある旧約聖書のイメージから、自分達は何者で、何処から来たのか、という問いに対する答えを見出していたのであろう。

実際の事情はどうかであれ、彼らは自らの抱く民族像のもとに団結していったことは確かであり、その信仰こそが大きな支柱となっていたことは間違いない。その信仰とは、すなわちユダヤ教である。

このユダヤ教とユダヤ人の関係を、大澤武男氏は『ユダヤ人とドイツ』の中で次のように述べている。

歴史的な見地から（ユダヤ人）をユダヤ教を信じる人々と規定するなら（ユダヤ教徒）と呼ぶべきであり、単に（ユダヤ人）と呼称するのは適当ではなかろう。

また（ユダヤ人）をある人種や民族と規定する見方は十九世紀以降のナショナリズムや社会進化論、また反ユダヤ主義思想の産物であり、もちろん正しくない。いうまでもなく、国籍を示す用語でもない。

〈ユダヤ人〉という言葉は、キリスト教文化圏では常に一種の宗教的差別概念として、また少数派、無国籍放浪者としての社会的差別概念を含む言葉として用いられてきた。そこにはいつもネガティブな意味があり、劣等、軽蔑、ののしりの表現でもあった。

(中略) 現在、厳密に言えば〈ユダヤ人〉という用語に匹敵する人々は存在しないのであり、イスラエル人やユダヤ教徒またはユダヤ教がもたらした伝統や文化を堅持している人々を指して、我々は〈ユダヤ人〉と読んでいるのである⁽²⁾。

長い引用となってしまったが、大澤氏の言葉は「現代を生きるユダヤ人と呼ばれる人々」を的確に表していると思う。大澤氏の言う通り、現代〈ユダヤ人〉を取り巻く環境、情勢は、これから扱っていく中世ヨーロッパの時代よりも複雑で、現代を生きる私達が今のユダヤ人(と呼ばれる人々)を定義するには様々な制約が存在する。故に単純に「ユダヤ人」と呼ばれる人々を〈ユダヤ人〉としてしまうのは、現状においては適当な表現とは言えない面も確かにあるだろう。しかし同時に、大澤氏の言う「キリスト教文化圏に於ける宗教的差別概念」というものが、中世ヨーロッパに生きたユダヤ人と呼ばれた人々の置かれていた境遇をよく表している。

今回私が見る中世ヨーロッパとは、まさしくキリスト教文化圏としての性格が強く前面に出ていた時期であった。そのようなヨーロッパ世界の中で、ユダヤ教徒であるということ、異教徒であるということは、そのまま社会的差別の対象であるということの意味していた。

現代においては確かに、「ユダヤ人」と呼ぶに適当な人々は存在しないというべきかもしれない。しかし当時にあつては、現実的な問題として〈ユダヤ人〉は存在していたのである。

ここで中世の「ユダヤ人」を、もう少し明確に定義してみたい。

では、彼らは何故「国亡き民」として世界に散っていったのか。序文の言葉を借りるなら、「旅」の動機に相当するものは何だったのか、ここではその大略を見てみたい。

「国亡き民」としてのユダヤ人の歴史は紀元前まで遡る。

旧約聖書から見ると、元来放浪の民としての性格を持っていた彼ら(この時期にはまだ、ユダヤ人という呼称は適当ではないと思う)は、ダビデ、ソロモンといった王の名で知られるイスラエル王国の建国(紀元前11世紀)をもって、自らの「民族」という概念をある程度構築したと見る事が出来るのではないだろうか。少なくともこの繁栄の時期は、自民族の「黄金期」として受け取られている。彼らが自らを「我々」として自覚したという点において、そしてそれが国家という形で対外的に示されたという点で、やはりこの時期にその「民族意識」というものは、彼らの中では確たるものとなっていたと言えるのではないだろうか⁽³⁾。

その後、イスラエル王国はソロモン王の死後に北朝イスラエル(前928～前722)と南朝ユダ(前928～前586)とに分かれることになる。そして両国は、再び統一を果たすことなく滅亡することになった。

南朝ユダ(ユダ王国)が新バビロニア⁽⁴⁾によって滅ぼされ、バビロン捕囚(前586～前538)が起こる。この際にバビロニアの捕囚となったイスラエル民族の上層階級を指して〈ユダヤ人(ユダ王国の人たち)〉という名称が用いられるようになっていった⁽⁵⁾。

バビロン捕囚からの解放後、彼らはカナン(彼らにとっては約束の地)に帰還する者と、離散する者とに分かれた。帰還後、ユダ族を中心とした定住と統合が行なわれたが王国の再建は果たせず、代わりに民族宗教と

してユダヤ教が成立した。しかし、この時期にその版図を拡げていたローマ帝国による影響は避け難く、その支配を受けることになる。

そして二度のユダヤ戦争⁽⁶⁾を経て、ディアスポラ(離散)は決定的なものとなり、ユダヤ人は「国亡き民」として中世に至るまでヨーロッパ各地を流浪することになった。したがって中世ヨーロッパにおけるユダヤ人とは、南朝ユダの子孫が、ユダヤ教を民族的アイデンティティとしつつ、ヨーロッパ各地に離散していった人々を指すのである。

2. ローマ人との出会い

ヨーロッパとユダヤ人を結びつけたものとして、やはりローマ帝国の存在は大きい。ここではユダヤ人とローマ帝国との関係を、大澤氏の『ユダヤ人とローマ帝国』の記述に拠って見ていきたい。

歴史的に見ると、両者の関係は決して悪いものではなかったと言える。

ユダヤ人とローマ人との出会いは、紀元前2世紀前半、接触を求めたのは意外なことにユダヤ人の方からであった。当時ヘレニズム文化圏の支配下にあったユダヤ人が、強大をもって知られるローマに救いを求める形で使節を送ったのである。紀元前161年のことであった。その背景には、やはり宗教的な弾圧があった。それはどちらかという直接的なものではなく、ユダヤ人からしてみれば突然言いがかりをつけられたに等しい、突発的なことであった。

共和政ローマの勢いに屈されたシリア王アンティオコス3世は、征服を目前としていたアレクサンドリア(エジプト)、東地中海からの撤退を余儀なくされた。そこでまだローマの影響下でないヘレニズム世界の支配を固めるため、当時その支配下にあったパレスチナをはじめとするヘレニズム諸地域のユダヤ民族に対し、ユダヤ教の禁止を命じたのである。つまり自領下のユダヤ民族を強引にヘレニズム化しようとしたのであるが、それは当然、ユダヤ民族の強い抵抗を生むことになった⁽⁷⁾。

ローマと同盟条約を結ぶことに成功したユダヤ民族は、その後シリアからの独立を果たし、南朝ユダ滅亡後4世紀を経て国家の独立を成し遂げることが出来た。そしてローマ元老院は直ちにこの独立を承認した。

このようにローマとユダヤ民族との出会いは、後にキリスト教化するヨーロッパ世界との関係からは想像もできない友好的なものであった。

紀元前139年には、すでにローマ市にはユダヤ人が居住していたというから、この時からもうヨーロッパとの交流は始まっていたのであろう。

しかし、そのような両者の関係も、ローマの共和政が崩壊していくとともに、反目が目立つようになる。ローマの傀儡であった、「幼児殺し」で知られるヘロデ王⁽⁸⁾は、民衆からの支持を得られず、ユダヤ民衆のローマに対する反感は薄れることがなかった。実際、戦費目的の財宝徴収などによって高まった反感は、対ローマ蜂起を引き起こしている。帝政となったローマの、神格化された皇帝に対する皇帝礼拝も、一神教を仰ぐユダヤ教徒にとっては受け入れ難いものであった。そういったことが積み重なり、それはユダヤ戦争を引き起こす。先にも述べた通り、その二度の戦争によってユダヤ人のディアスポラは決定的なものとなってしまった。

そして忘れてはならないのが、ローマ帝政初期においてユダヤ教を母胎として生まれたキリスト教の存在である。この当時のキリスト教は、現在のような民族を超える普遍性を持った世界宗教ではなく、どちらかと言うとユダヤ教の一派といった印象が強い。終末思想から来るメシア信仰は両者に共通するものだが、イエスを

キリストと見なすか否かによって「分派」した形となった。しかし両者は時代の流れとともに、一方は民族宗教として変わらぬ独自性を保ち続け、もう一方はヨーロッパの大勢を担う普遍性を持った宗教として変遷していくことになるのである。

3. カール大帝による保護

第二次ユダヤ戦争（バルコホバ戦争）以後、エルサレムを追放され、その居住を禁じられたユダヤ人たちは、流浪の民として散っていった。ヨーロッパ各地に散在していた彼らにとって不運だったのは、ローマがキリスト教を公認し、392年にはキリスト教の国教化にまで至ったことであった。当時、衰退と分裂⁽⁹⁾の憂き目にあったローマ帝国だが、それでも尚、帝国としての威光は失ってはいなかった。

またこの時（4世紀前半）から、ユダヤ人に対する規制や差別が法的に定められていたことには注目したい。4世紀後半には、ユダヤ人は神なるキリストを十字架にかけて殺した罪人であり、神から永遠に呪われているという思想が確立されていった。キリスト教はヨーロッパ世界で、着実にその勢力を伸ばしていたのである。

やがてゲルマン民族の大移動を経て、カール大帝（在位 768～814）がヨーロッパを再統一した頃、しかしそこではユダヤ人の国際的な通商活動が伝えられている。また、カール大帝の父親であるピピン三世（在位 751～768）は、南フランスにおけるイスラム教徒最後の拠点であるナルボンヌを占領した際、この戦闘の為に多大な武器援助を惜しまなかったユダヤ人に対して、獲得したナルボンヌ市の半分を寄贈した⁽¹⁰⁾。ただ、ユダヤ人たちのこういった活動は、後に「戦争の仲介者」としてのマイナスのユダヤ人像を作り上げていくことになってしまう。そういったユダヤ人像が、格好の攻撃材料となったことは想像に難くない。

しかしこのような伝承からは、ユダヤ人の自らの財力を生かした巧みな処世術を見出すことが出来る。彼らはこういった手段で（あるいはこのような手段によってしか）、キリスト教化していくヨーロッパ世界の中で、自らの共同体を保とうとしていたのではないだろうか。

そもそもカール大帝のカロリング王国とはキリスト教帝国であり⁽¹¹⁾、カール大帝自身も異民族、異教徒を改宗させるべくキリスト教の布教を行った人物であった。しかしユダヤ人は「聖書の民」であるという理由から、その信仰や祭儀を保持することが許されていた。また、カール大帝の保護の下、自由な通商貿易を行うことも許され、ユダヤ人の組織化された団体（ゲマインデ）内での民事裁判権まで認められていた。

キリスト教帝国に在って、ユダヤ人に対するこのような異例の厚遇ぶりは何を意味するのであろうか。

第一に、カロリング朝の政治の中核にいたのは聖職者たちであり、彼らは聖書に基づいて王国を形成しようとしていた⁽¹²⁾。となれば、聖書に基づく原則論に則って、ユダヤ人を「聖書の民」として認めるのも、当然と言えば当然である。あるいはユダヤ人とは、明確な異教徒とは解釈されなかったのかもしれない。

第二に、「感情よりも実利」が先立っていた場合である。カール大帝自身の信仰心がどの程度であったかはわからないが、自身がキリスト教会にとってそうであったように、ユダヤ人を「手駒」として使うことに抵抗がなかったのかもしれない。事実ユダヤ人は、貿易商人として、カール大帝の使節として存分な活躍をしている⁽¹³⁾。ヨーロッパをキリスト教の下に統一し、その版図を拡張しようというカールとその王国にとって、離散の民であるが故のユダヤ人の能力、財力は魅力的なものであったに違いない。カロリング時代（751～911）に〈ユダヤ人〉と〈商人〉の名称がしばしば同義語に用いられていたことは⁽¹⁴⁾、それを裏付けていると言える。

上述のように、ユダヤ人とは必ずしも行く先々で迫害を受け続けていたわけではなく、時の権力者（ローマ

にせよ、カール大帝にせよ) はむしろその力を欲し、ユダヤ人と利害で繋がった関係であることも多かった。

しかし、そのことは決して彼らにとって良いことばかりではなかった。その厚遇ゆえに向けられる人々の羨望や嫉妬の念は、やがて「キリスト殺し」という宗教的汚名と結びつき、キリスト教の普及とともにヨーロッパ世界に広がっていくのである。

4. 繰り返された十字軍による虐殺

ヨーロッパにおけるユダヤ人迫害は、第一回十字軍(1096～99)によって始まったと言える。そもそも十字軍自体は、イスラム教徒から聖地エルサレムを奪回するという目的の下で行われ、ユダヤ人を標的としたものではなかった。(しかし私は、異教徒を敵と見なす十字軍の思想自体が既に、ユダヤ人への迫害を伴う危険性を孕んでいたと思う。)

第一回十字軍が行われるに至った経緯は、叙任権をめぐるドイツ皇帝とローマ教皇との対立、闘争により、ローマ・カトリック教会と教皇の権威が高まり、逆にドイツ皇帝権が弱体化の道を辿りつつあった時に起こった宗教的情熱が背景としてあった⁽¹⁵⁾。それが当時イスラム教徒の手にあった聖地エルサレムへの宗教的郷愁を喚起させ、内なる団結は外なる敵を必然的に創りだし、それがまずはイスラム教徒に向けられた。しかし、一旦十字軍が始まると、この「敵」は全ての異教徒へと拡大解釈されたと見る事が出来るだろう。

第一回十字軍とはまさにキリスト教の暴走であった。フランドルを出発した十字軍は、いたるところで「ユダヤ人」に対する憎悪を爆発させた。古来よりのキリスト教的ユダヤ人観は、ユダヤ人を「敵」と認めるに足るだけの「効力」を持っていたことになる。十字軍は、その進路にあるユダヤ人集落を襲撃し、虐殺、略奪を繰り返した。

しかし、これらの行為が単なる宗教的嫌悪のみによるものでないことは、出立した十字軍の装備、資金がエルサレムへ向かうものとしてはあまりにも不十分であったことからわかる。これはおそらく十字軍の構想や派遣自体が突発的なものであったことに拠るものだとは思われるが、それでも派遣の見通しが立てられたという事は、やはりある程度はユダヤ人からの「現地調達」が見込まれていたと見る事が出来るのではないだろうか。

事実、この虐殺が単に通り返りの爆発的なものでないことは、彼らがわざわざ遠回りをしてまでライン河沿いのユダヤ人共同体を襲っていたことからわかる。

その詳細は次のとおりである。

…つまりは、十字軍兵士は元来東方へ向かうべくライン河に沿って東南の方向、すなわち河の上流へ向かって進むべきところ、逆に北の方向、ライン河の下流へ向かって進撃しながらユダヤ人ゲマインデを襲撃しているのである。

その最初の犠牲となったのは、ライン河中流域の町シュパイエル(1096年5月3日)、次いで北方、下流へと向かってヴォルムス(同5月18日と25日)、マインツ(同5月28日)、ケルン(同7月8日)、ノイス(同7月14日、デュッセルドルフに隣接した町)等の順で、略奪と殺戮が行われている⁽¹⁶⁾。

襲撃の際、即刻洗礼を受けてキリスト教へ改宗しないユダヤ人は女、子供の区別無く虐殺されたという。また、ユダヤ人達は皇帝や司教の保護の名の下に抵抗を試みたが、それらは無視されている。

その後も、十字軍が回を重ねるごとに迫害は日常的なものとなっていき、そればかりか政治危機や社会不安、

天災や凶作、疫病の発生などをきっかけとした一般民衆による迫害も多発している。

ドイツでは第一回十字軍以後 300 年足らずの間に、六百数十箇所では迫害があったことが報告されている。その中でも最も広範囲に渡って迫害が行われたのは、ペストが流行した 1348～49 年にかけてであった。この時はペストが流行していない地域のユダヤ人も迫害されている⁽¹⁷⁾。

このように、第一回十字軍を皮切りに、ヨーロッパの各地でユダヤ人の迫害が始まった。そのきっかけは、ほとんど彼ら自身とは全く関係のないものであったが、何らかの理由によって迫害へと結びつけられていったのである。

5. 迫害の理由

それまではヨーロッパにおいてはむしろ保護されてきたとさえ言えるユダヤ人が、何故一転して迫害の憂き目に会ったのだろうか。大澤氏の『ユダヤ人とドイツ』や上田和夫氏の『ユダヤ人』の中で挙げられている迫害の理由をもとにして、それらが作り出されるに至った当時の社会の構造とその心性を見ていきたい。

そこには国情による人々の宗教的情熱への傾倒だけではない、それを「口実」にした〈ユダヤ人〉という当時ヨーロッパ（中世キリスト教社会）に在って唯一の異教徒であり余所者を排斥しようという意図があったように感じられる。

ヨーロッパの人々がユダヤ人に対して抱いていたのは宗教的な憎悪（「キリスト殺し」）だけではなかつただろう。キリスト教世界の中にあつて自分達の信仰を頑ななまでに貫き通し、固まって（キリスト教徒から見れば）閉鎖的でユダヤ教の戒律に基づいた独自の生活を営んでいたユダヤ人は、異質な存在として捉えられてきた。時の権力者に保護されているからとはいえ、傍で生活しているキリスト教徒は異質な存在であるユダヤ人に対して「恐れ」、警戒意識を常に持ち続けていたのではないだろうか⁽¹⁸⁾。

「いざとなったらユダヤ人は何をするかわからない。」

「異教徒（即ちユダヤ人を指す）は何を考えているのかわからない。」

ユダヤ人の閉鎖的で異教的な生活に注がれる眼差しは、共同体意識が強いヨーロッパにおいてはまさに「得体の知れない連中」に対するそれであった。そういった「恐れ」ないし過剰な警戒意識は、有事の際に暴走するのは世の常である。その有事（引き金）こそが十字軍であり、それを契機に身近なユダヤ人（異教徒）に対して抑圧されていた感情が一気に爆発したと考えられる。

ヨーロッパの人々の中で常に「内なる敵」として捉えられていたユダヤ人は、非難すべき異教徒（ユダヤ教徒）であると同時に、ここに至って文字通り「敵」として警戒の対象になっていたのであろう。敵視に先立つ様々な誤解は、その後身にかかる諸々の災難の原因と捉えられ、迫害へと繋がっていくのである。

その一例として、ペストの流行におけるユダヤ人迫害が挙げられる。

中世に起こったペストの大流行は各地に恐怖とパニックをもたらした。当時はもちろんそれがペスト菌によるものであるということはわかっておらず、専ら人知を超えた天災として扱われていた。そのような原因のわからない、かつ大勢の人がそれによって死ぬという現実を、人間の心理として「何らかの原因」を創り上げずにはいられない。「神罰」、あるいはそこに自己正当化が加われば、それは「誰か」のせいとなる。それには共同体外の者が望ましい。そこにさらに十字軍後という時勢も加わり、その矛先は身近にいて異質な存在であるユダヤ人に向くことになる。

そもそもユダヤ教の戒律には衛生に関する取り決めが事細かに定められ、それを忠実に守っていたユダヤ教徒は、当時のヨーロッパにあっては比較的衛生的な環境にあったと言える。ペストというのは鼠を媒介とした感染が主であるため、到底衛生観念が高かったとは言えない中世ヨーロッパにおいて、その発生と流行の差は少なからず両者に表れていたことだろう。

その対比は、やはりキリスト教徒にとっては異常なことに見えたに違いない。そこから「ユダヤ人原因（犯人）説」が生まれたであろうことは想像に難くない⁽¹⁹⁾。

前項でも示した通り、迫害のきっかけはペスト以外にも様々であったが、いずれにせよ各地で多発した迫害の多くは、以上のような心理に基づく民衆による突発的なものであったといえるのではないだろうか。

6. ユダヤ人を見限った権力者

では、それまでは「実利」の見地からユダヤ人保護の立場に立っていた権力者達には、迫害を容認するどのような事情があったのであろうか。大澤氏の『ユダヤ人とドイツ』から、中世ヨーロッパ社会の中でのユダヤ人存在の変遷を見ていきたい。

ユダヤ人に対する一連の保護・優遇政策は、時の権力者と彼らとの深い繋がりを表しているものであり、それが何故、掌を返すように迫害を容認するような態度を取ったのであろうか。

第一には、そもそも十字軍発生の発端となったのが皇帝権の弱体化と教会の権威の高まりにあった、ということである。先にライン河沿いのユダヤ人襲撃の際、ユダヤ人達が皇帝や司教の保護の名の下に抵抗を試みたという話を挙げたが、そのことはユダヤ人と権力者の結びつきが当時まで続いていたことを示すと同時に、その権威の衰えをも表しているのではないだろうか。

第二に、ユダヤ人に対する保護や優遇というものは、あくまで「実利」に基づいたものであったということである。当時のユダヤ人に望まれていたのは、金融業や商業といった、キリスト教徒が公に就業することのできない、しかし極めて重要な、商人としての役割であった。商業は中世初期においては卑しい職種とされ、それらは必然的に、異教徒でありながらヨーロッパと深い関わりを持つユダヤ人にその多くが委ねられることとなった。やがて都市の成立とともにキリスト教徒の商人も出現するが、その能力と経験においてユダヤ人商人に優るものではなかった。そこには、異教徒であるユダヤ人商人はキリスト教徒の制約（「利子徴収の禁止」）に縛られることなく自由な経済活動を展開できたことも大きい。こうして、特異ではありながらも欠かすことのできない存在として、ユダヤ人は権力者の利益と密接に結びついた「持ちつ持たれつ」の関係を保ってきたのである。

しかし、13、14世紀に実質的にキリスト教徒も利子が取れるようになってからは⁽²⁰⁾、ユダヤ人商人はそれまでのように独占的な利益を得ることができなくなった。これが全ての原因とは言えないかもしれないが、こうしたことによりユダヤ人の商人としての利用価値が薄れたことは確かである。

だが、彼らは資産家としては尚、大きな魅力を持っていた。しかし、そのことは結果的に彼らに対する迫害を助長することになった。何故なら、それらは奪えばよいからである。彼らの豊富な財力は、時として迫害の名を借りた金銭目当ての略奪を引き起こした。（その際、「不当な手段によって得た財貨である」という略奪の正当化もなされた。）

十字軍以降、国家レベルでのユダヤ人迫害も行われるようになってくるが、そうした歴史の中で、「全財産

没収)や「略奪」といった記述があまりにも多く見受けられることが、そのことをよく象徴している。奪い、殺し、追放するという国家レベルで行われたユダヤ人迫害も、その例に漏れず、国が異なっても、その内容に大差はなかった。スペインでは1290年にユダヤ人国外退去命令が下され、フランスでは1344年、イギリスでは1492年に、同じく追放の命令が下されている。

領邦国家体制(中央集権的な機構としての「王」がいない)をとっていたドイツでは、やや迫害の趣は異なってくる。ドイツでは先のペストの流行時に見られたような散発的・地域的な迫害が繰り返されてきたのが特徴である。そのドイツでも1431～33年にかけて開かれたバーゼル教会会議にて反ユダヤ人法令が再可決され、この法令が各地で実施されると、それは反ユダヤ人運動と結びつき、放火や虐殺を伴って広がっていった。そのことで多くのユダヤ人は東欧へと逃亡することとなった。

なお、この際ゲットーが設置されていたフランクフルトのユダヤ人は、その難を逃れている。次に、このゲットーに注目してみたい。

7. ユダヤ人隔離政策とゲットーの設置

ここでは大澤氏の『ユダヤ人とドイツ』の記述から、ゲットーの成立までに至る一連のユダヤ人隔離政策を見ていきたい。

ヨーロッパ社会におけるユダヤ人の差別・隔離を明確に知らしめたものとして、数度に渡って開かれたラテラノ宗教会議の果たした役割は大きい。ユダヤ人は14世紀にはほとんどの職業から排除されていたが、その公職追放と隔離政策を打ち出したのが1215年の第四回ラテラノ宗教会議においてであった。この会議においては、ユダヤ人に対する隔離政策だけでなく、キリスト教徒に対する利子徴収の禁止が定められている。このことが必然的にユダヤ人を「金貸し業」へと追いやることとなった。

「高利貸し」としてのユダヤ人観は、後に悪評として彼らに付きまとうこととなるが、公職を追放され、至る所で迫害を受けていたユダヤ人達にとって、身一つで行える金貸し業は結果的に格好の職種であった。なお、一般に「高利貸し」というが、事実その利率は年利20パーセント以上と確かに高かった。しかしこれは、彼らが非常に不安定な条件の下で就業していたことを示すものである⁽²¹⁾。

一方、第四回ラテラノ宗教会議で定められたユダヤ人差別政策には、第三回ラテラノ宗教会議(1179)で既に規定されつつも徹底していなかった、ユダヤ人の服装に関する規定の義務付けも含まれていた。これはユダヤ人であることを一目で見分けられるように特定の服装をすることを義務付けたもので、キリスト教徒との明確な差別化が図られていた。

さらにキリスト教徒とユダヤ人の隔離を行うべく、以下のようなことが教会を通じて命じられた。

- (1) 全てのキリスト教徒はユダヤ人と同席し、飲食してはならないこと。
- (2) ユダヤ人の結婚式や祭儀等に参加してはならないこと。
- (3) ユダヤ人がキリスト教徒の通う公衆浴場や酒場に入入りしてはならないこと。
- (4) ユダヤ人の店で肉や食糧を買ってはならないこと⁽²²⁾。

以上のようなことからわかるのは、ユダヤ人とキリスト教徒との交流を断ち切り、その「住み分け」が図ら

れているということである。これは隔離であって追放ではない。むしろ、後に見ていくようにゲットーによってユダヤ人達を移動の自由を奪い、皇帝や都市の支配の下、管理しようという試みであった。「殺して奪う」よりは「生かして産ませる」道を選ったとも言える。

では、ゲットーとはどのようなものであったのだろうか。その語源は「鋳造所」を意味するイタリア語の“Getto”から来ている。また、ヘブライ語で「隔離」を意味する“Ghet”ともその関係性が示唆されている。この用語がユダヤ人の強制居住区を指すようになったのは16世紀前半からであるが、ユダヤ人をキリスト教徒から隔離して一定の地区に住まわせることは15世紀の後半からドイツで行われていた。

ここでは資料に沿って、ヨーロッパで最も典型的なゲットーとされるフランクフルトを例に見ていきたいと思う。フランクフルトでユダヤ人の強制移住が行われたのは1462年であり、ラテラノ宗教会議とその布告からはかなり時を隔てている。ゲットーの設置により、それまで通商上有利な市の繁華街に住んでいたユダヤ人達は、市の中心から離れた旧市壁の外側へ移された。その背景には、教会側の圧力と、市民のユダヤ人に対する「嫉妬」も少なからずあったのであろう。

このゲットーは皇帝フリードリヒ三世(在位1440～93)の命により、市側の手と費用によって設置されたもので、計画された1432年からその完成までには約30年の期間を要している。当然、そのような「猶予期間中」にはユダヤ人達の強い反発があったであろうことが想像できる。

ゲットーの構造は、2～3メートルの狭い通りを挟んで、間口の狭い4～5階建ての縦に細長い家々が建ち並んだ、ひどく窮屈なものであった。下水と汚水の排水路に蓋をすることは禁じられ、通風の悪いゲットー内部には悪臭が立ち込めていた。日もほとんど当たらず、そこに住む人々は皆青白い顔をしていたという。こうした劣悪な環境にあつて、そこが疫病の温床にならなかったのは、ペストの流行時にもその「効力」を発揮した、ユダヤ教の厳格な生活規定ゆえであった。ゲットーへ到る出入口は三つしかなく、夜には外出禁止で、キリスト教の休日・祭日には外出もままならなかった。内部での生活にも多くの制限が設けられ、結婚や出産の自由さえも奪われ、それはさながら牢獄か家畜小屋のようであった。

ゲットーの状況は以上のようなものであったが、しかし隔離されたことで得られた利点も確かにあった。少なくともゲットー内部に閉じこもっている限りは身の安全は保障されており、キリスト教徒との接触がないことで日常的な迫害からも逃れることができた。自治権や裁判権も認められており、外から宗教的な干渉を受けないことは、ユダヤ教の信仰、文化、伝統の保存に繋がった。彼らは期せずして、曲がりなりにも自らを保ち続けることができたのである。

このような隔離政策は、18世紀の後半まで続くこととなる。

おわりに

ここまでユダヤ民族の軌跡を追いながら、中世において完成されたといえるユダヤ人隔離政策に至るまでを見てきた。最後に、以上に見たユダヤ人迫害の当事者である「世俗権力」、「民衆」、「教会」、これら三者に焦点を当て、迫害の構造とそれぞれの背後にみられる心性を考察してみたい。

ユダヤ人隔離政策において、皇帝という世俗権力による隔離施設ゲットーの設置は、聖界と俗界が一丸となってユダヤ人を公的に迫害し始めたことを示している。聖俗両面からの迫害は、しかしヨーロッパの歴史においても初めての事態ではない。その事実だけを見れば、ローマ帝政の頃よりユダヤ人に対する法的な差別、

規制は存在し、これまで見てきた様々な迫害（十字軍など）は、現実的には聖俗両面からの攻撃を伴っていた。

しかしゲットーの設置や服装規定などに見る、ユダヤ人への「飼い殺し政策」（現実にはそこに利益があったわけだが）は、裏を返せば社会的な「受容」の姿勢を示しているとは言えないだろうか。宗教的には相容れない存在であったユダヤ人を、ヨーロッパ社会に繋ぎ止めていたものは、世俗権力との実利で結ばれた関係であった。キリスト教社会にあって、キリスト教の制約を受けないユダヤ人は、政治や経済面での「利用価値」を見出され、その存在を容認されてきた歴史があった。そうした「利用価値」は、キリスト教徒の俗界における制約が緩和されていくにつれて薄れてはいったものの、完全に失われるということにはなかったのではないかと。特にドイツでは、国家の構造上の問題から、ユダヤ人の経済力が都市に寄与するところが大きく⁽²³⁾、聖俗の思想と利害の妥協点として示されたものがゲットーであると見ることもできる。

しかし聖界にあっては、ユダヤ人とは異教徒であり、容認できない存在であることに違いはない。ユダヤ人が社会的にその存在を許されていたと言っても、それは結局、世俗の統治者の視点である。

もちろん、世俗権力から見てもユダヤ人は統治上の「不安要素」であることには違いない。キリスト教徒で構成されるヨーロッパ社会にあって、異教徒の存在は民衆の心情レベルでなくとも危惧されることではあった。それ故に、利用価値が無くなったと判断した世俗権力は、迫害が起こっても聖界や民衆への働きかけをなさなかった。またはユダヤ人に対する迫害の気運が高まったことを機に、統治上の「不安要素」「不穏分子」を取り除こうという意識が働いたのではないだろうか。

民衆にとってのユダヤ人とは、世俗権力が捉えている以上に身近な「不安要素」であったはずである。少数派、無国籍放浪者といった社会的評価以上に、キリスト教共同体のヨーロッパ社会にあって、異教徒が存在し、自分達とは異なる共同体を形成しているということは、「異常な」状態であった。民衆による迫害は、宗教的憎悪や金銭目的であることもあったが、その心性の根底には自分達とは異なる存在に対する恐れや不安があったのではないだろうか。

民衆を精神的に主導する立場にあった教会は、この点で最も単純であると言える。キリスト教に限らず、宗教というものは少なからず排他的な性格を持ち、宗教的他己を認めないものである。キリスト教世界における異教徒の存在は原則として許されざるものであったが、世俗権力との折り合いの中でその排斥が抑制されていたのが実情ではないだろうか。

中世ヨーロッパでは、世俗権力と教会とが同時に現実社会において影響力を持っていた。二つの権威のせめぎあいの中、ユダヤ人の社会的位置付けは変わっていったが、迫害の実行力でもある民衆にとっての対ユダヤ人感情は変わることはなく、むしろゲットーなどの隔離政策によって社会の中での「異質さ」をより際立たせたとも言える。権力者が移ろい、宗教観が表立って社会に出ることはなくなっても、歴史の中で培われた「嫌悪感」というものは人々の中に深く根を下ろし、それは容易に失われるものではない。

中世におけるユダヤ人への差別は、異教徒として、ユダヤ教徒（「キリスト殺し」）としての宗教的差別や少数派に対する社会的な差別であったが、宗教というものが世俗における影響力を失い、人権意識が発展した近代においてもユダヤ人差別、迫害が起こったことに、この生理的・感覚的な嫌悪感が果たした役割は大きいのではないだろうか。宗教的・社会的差別は近代に至る過程で影を潜めるが、人々の生理的・感覚的な嫌悪は依然としてあり続けた。そしてそれが時の世俗権力（ナチス）によって煽り立てられ、再び迫害を現実のものにしたと見ることはできないだろうか。

註

- (1) 1948年9月、イスラエル共和国が成立。しかし現在のイスラエル共和国において「自国民」とされる人々をユダヤ人と定義とすることには問題がある。何故なら同国の帰選法では「ユダヤ人の母から生まれ、また「ユダヤ教への改宗を認められた者」とあり、そもそもこの時点で（ユダヤ人）という名称が用いられていること、個人の信教によって国籍が決まることなどから、歴史上における（ユダヤ人）とは何者か、の答えとはなっていない。西嶋定生他編『世界歴史の基礎知識』有斐閣ブックス、1992年、82頁参照。
- (2) 大澤武男『ユダヤ人とドイツ』講談社現代新書、1998年、10頁。
- (3) 大澤武男『ユダヤ人とローマ帝国』講談社現代新書、2001年。
同書では、この王国を「イスラエル民族」の国としている。同書によれば、（イスラエル人）とはユダヤ人を指す呼称としては最も古い（ヘブライ人）と並ぶユダヤ人の別名であるとされている。（ヘブライ人）とは（河（ユーフラテス）の向こうからやって来た人々）という意味で、外来者としての遊牧民を指すと同時に、ユダヤ人が「選民」として自分達を異民族から区別する為にも用いていた。（イスラエル）とは唯一神（「ヤハヴェ」）との信仰で結ばれた宗教的部族集団としての意味を持ち、神への信仰で結ばれた民（イスラエル人）は、モーゼ時代以降のユダヤ人を指すものとして用いられる。
- (4) 新バビロニア（カルデア王国、紀元前1595年頃に滅んだ古バビロニアと区別して呼称される。後にペルシアによって滅ぼされた。
- (5) 大澤武男『ユダヤ人とローマ帝国』14頁。
- (6) 第一次ユダヤ戦争（66～70）、第二次ユダヤ戦争（132～135）。
- (7) マカベ戦争（前166～前142）。
- (8) ヘロデ王はローマ市民権の所有者で、アラブ系でもあり、ヘブライ語ではなくギリシャ語を話すヘレニストであった。故にユダヤ人からは余所者と見なされており、当然の支持を得ることは出来なかった。
- (9) 395年、ローマ帝国は東西に分裂した。西ローマ帝国は476年に滅んだが、東ローマ帝国はその後、1453年にオスマントルコに滅ぼされるまで存続していた。
- (10) 大澤武男『ユダヤ人とドイツ』16、17頁。
- (11) 阿部謹也『物語ドイツの歴史』中公新書、1998年、9頁参照。ここでの名称、呼称は阿部謹也、同書に拠る。
- (12) 阿部謹也、前掲書、11頁。
- (13) 大澤武男『ユダヤ人とドイツ』18頁参照。
- (14) H.Greive, Die Juden, Darmstadt 1982, S.13
- (15) 大澤武男『ユダヤ人とドイツ』20頁。阿部謹也、前掲書、18～21頁参照。当時ドイツでは皇帝は蛮人とは見なされておらず、司教や修道院長の叙任を巡って教皇と争っていた。しかし教皇が皇帝ハインリヒ四世を破門し、その後皇帝が許しを請うて（「カノッサの屈辱」）、教皇に屈する形となった。
- (16) 大澤武男『ユダヤ人とドイツ』21頁。
- (17) 大澤武男『ユダヤ人とドイツ』22、23頁参照。ヒトラー以前、ドイツ史上最大のユダヤ人迫害が行われたと言われていいる。
- (18) 大澤武男『ユダヤ人とドイツ』24～25頁。「幼児殺し」や「聖体(餅)冒瀆」といった主張は、中世に入りしばしば迫害の理由として挙げられている。これらはいずれも実在しない宗教的祭儀に対する根拠のない嫌疑である。このような無

根拠な風評が生まれた背景には、ユダヤ人共同体（異教徒）に対する民衆（キリスト教徒）の恐れや警戒感があったと
みることはできないだろうか。

- (19) 上田和夫『ユダヤ人』81～83頁参照。
- (20) 阿部謹也、前掲書、34頁参照。
- (21) 大澤武男『ユダヤ人とドイツ』38～39頁参照。
- (22) 大澤武男『ユダヤ人とドイツ』43頁。
- (23) 大澤武男『ユダヤ人とドイツ』27頁。マインツ市の例。

参考文献

- 阿部謹也『物語ドイツの歴史』中公新書、1998年。
上田和夫『ユダヤ人』講談社現代新書、1986年。
大澤武男『ユダヤ人とドイツ』講談社現代新書、1991年。
大澤武男『ユダヤ人とローマ帝国』講談社現代新書、2001年。
西嶋定生他編『世界歴史の基礎知識』有斐閣ブックス、1992年。
H.Greive, Die Juden, Darmstadt 1982.

(レポート指導教員 岩倉依子)